［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

3　第一項の会社により発行される株式を同項の個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該民法組合等の組合契約書の写し

二　当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三　別記様式第十二による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

三　当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四　会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

五　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を締結した契約書の写し

六　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

［項を加える。］

4　認定地方公共団体は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第十三による確認書を交付するものとする。

5　認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6　認定地方公共団体は、当該認定地域再生計画に係る初回の第四項の確認書の交付をしたときは、当該認定地域再生計画を特定し得る事項、同項の確認書の交付を受けた会社の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に係る手続等）

第二十八条　法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする個人事業者又は法人のうち、同項第一号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第十五による申請書に、同項第二号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第十六による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定都道府県知事（同項に規定する認定都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

［一～四　略］

2　［略］

3　認定都道府県知事は、前項の認定をしたときは、移転型事業を行う者に対しては別記様式第十七による認定通知書を、拡充型事業を行う者に対しては別記様式第十八による認定通知書をそれぞれ交付するものとする。

4　［略］

8　認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二十二による確認書を交付するものとする。

9　認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二十三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

［項を加える。］

（地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定に係る手続等）

第二十八条　法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする個人事業者又は法人のうち、同項第一号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第二十四による申請書に、同項第二号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定都道府県知事（同項に規定する認定都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

［一～四　同上］

2　［同上］

3　認定都道府県知事は、前項の認定をしたときは、移転型事業を行う者に対しては別記様式第二十六による認定通知書を、拡充型事業を行う者に対しては別記様式第二十七による認定通知書をそれぞれ交付するものとする。

4　［同上］